

※別添写しについては、添付を省略しています。

別添

消表対第1166号

令和4年9月14日

株式会社アップドラフト

代表取締役 大城 雅樹 殿

消費者庁長官 新井 ゆたか

(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令

貴社は、貴社が供給する「滝風イオンメディック」と称する商品（以下「本件商品」という。）の取引について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第8条第1項の規定に基づき、次のとおり課徴金の納付を命令する。

主 文

株式会社アップドラフト（以下「アップドラフト」という。）は、課徴金として金2864万円を令和5年4月17日までに国庫に納付しなければならない。

理 由

1 課徴金対象行為

別紙記載の事実によれば、アップドラフトが自己の供給する本件商品の取引に関し行った表示は、景品表示法第8条第3項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示と推定されるものであって、かかる表示をしていた行為は、同条の規定に違反するものである。

2 課徴金の計算の基礎

(1)ア 景品表示法第8条第1項に規定する課徴金対象行為に係る商品は、本件商品である。

イ(ア) アップドラフトが前記1の課徴金対象行為をした期間は、令和元年5月1日から令和元年12月11日までの間である。

(イ) 本件商品について、アップドラフトが前記1の課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する令和2年6月11日までの間に最後に取引をした日は、令和2年6月8日である。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)によれば、前記1の課徴金対象行為に係る課徴金対象期間は、令和元年5月1日から令和2年6月8日までの間である。

ウ 前記イ(ウ)の課徴金対象期間に取引をした本件商品に係るアップドラフトの売上額は、不当景品類及び不当表示防止法施行令(平成21年政令第218号)第1条の規定に基づき算定すべきところ、当該規定に基づき算定すると、9億5474万3358円である。

エ アップドラフトは、本件商品について、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を有することなく、前記1の課徴金対象行為をしていたことから、当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が景品表示法第8条第1項第1号に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

(2) 前記(1)の事実によれば、アップドラフトが国庫に納付しなければならない課徴金の額は、景品表示法第8条第1項の規定により、前記(1)ウの本件商品の売上額に100分の3を乗じて得た額から、同法第12条第2項の規定により、1万円未満の端数を切り捨てて算出した2864万円である。

よって、アップドラフトに対し、景品表示法第8条第1項の規定に基づき、主文のとおり命令する。

<法律に基づく教示>

1 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

2 行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国(代表者法務大臣)を被告として、この処分の取消しの訴えを提起する

ことができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があった場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

消費者庁長官が認定した事実は、次のとおりである。

- 1 株式会社アップドラフト（以下「アップドラフト」という。）は、仙台市太白区富沢南一丁目2番11号に本店を置き、健康機器等の製造販売業等を営む事業者である。
- 2 アップドラフトは、「滝風イオンメディック」と称する商品（以下「本件商品」という。）を他の事業者を通じて一般消費者に販売している。
- 3 アップドラフトは、本件商品に係るカタログ及び「Ameba」と称するウェブサイトにおける「滝風イオンメディック」と称する自社ブログ（以下「自社ブログ」という。）の表示内容を自ら決定している。

4(1) アップドラフトは、本件商品を一般消費者に販売するに当たり

ア 令和元年5月1日から同年9月30日までの間に配布したカタログにおいて、別表1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品は2400万ions/cc以上のマイナスイオンを発生させ、本件商品を使用すれば、本件商品によって発生するマイナスイオンの作用により、6畳から最大80畳までの空間において、浮遊するインフルエンザウイルスを除去及び付着するインフルエンザウイルスを不活化する効果、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ菌、サルモネラ菌及びレジオネラ菌を除菌する効果、アレルギー物質、浮遊ウイルスを分解、除去する効果並びに衣類の付着臭を分解、除去する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 自社ブログにおいて

(ア) 令和元年11月21日に、別表2「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品は2400万ions/ccのマイナスイオンを発生させ、本件商品を使用すれば、白血球が大きくなって、免疫力が高くなる効果が得られるかのように示す表示をしていた。

(イ) 令和元年11月27日に、別表3「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品は2400万ions/ccのマイナスイオンを発生させ、本件商品を使用すれば、本件商品によって発生するマイナスイオンの作用により、最大80畳までの空間において、付着臭等を消臭する効果、血圧を下げる効果、電磁波を除去する効果、血流を促進する効果、活性酸素を除去する効果、関節炎を改善する効果、糖尿病を改善する効果、慢性肝炎を改善する効果、慢性腎不全を改善する効果及び動脈硬化症を改善する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

(ウ) 令和元年12月11日に、別表4「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を使用すれば、室内に浮遊する花粉を吸着、除去する効果並びに花粉症による涙目、かゆみ、鼻水及びくしゃみを解消する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

- (2) 消費者庁長官は、前記(1)の表示について、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第8条第3項の規定に基づき、アップドラフトに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、アップドラフトは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。
- (3) アップドラフトは、前記(1)イ(イ)の表示について、「商品の体感、効果には個人差がございます。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記(1)イ(イ)の表示から受ける本件商品の効果に関する認識を打ち消すものではない。

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・『滝風 ION MEDIC』はマイナスイオンの働きに着目しました。大自然さえも上回る2400万ions/cc以上のマイナスイオンを発生。」並びに青い円のイラストと共に、「自然の滝」及び「10,000ions/cc」、「滝風^{たき} TAKI ION MEDIC」と記載の青い円のイラストと共に、「24,000,000ions/cc以上」 ・「また、『滝風 ION MEDIC』は6畳から最大80畳まで対応できます。」 ・「New インフルエンザウイルスの生存率を下げる事が実証されました。一般社団法人 北里環境科学センター調べ」、「浮遊インフルエンザウイルス除去試験 『滝風イオンメディック』のウイルス除去効果は、作動後15分間で対数減少値を示したことから、ウイルス除去効果があると判断されました。」、「経過時間ごとの浮遊ウイルス感染価（対数値）の変化」との記載と共に、「対照（自然減衰）」及び「滝風イオンメディック」のうち滝風イオンメディックについては、作動時間15分で「ウイルス感染価」が「検出限界値」と記載の箇所に至ったことを示す折れ線グラフ並びに「付着インフルエンザウイルス不活化試験 『滝風イオンメディック』のウイルス不活化効果は、作動後3時間で対数減少値を示したことから、ウイルス不活化効果があると判断されました。」、「時間経過によるウイルス感染価の変化」との記載と共に、「対照（自然減衰）」及び「滝風イオンメディック」のうち滝風イオンメディックについては、作動時間6時間で「ウイルス感染価」が「検出限界値」と記載の箇所に至ったことを示す折れ線グラフ ・「滝風イオンメディックが発生させるマイナスイオンは、雑菌を滅菌し、たばこやペット臭などの気になる匂いも取ります。」並びに「たった2時間で除菌！ ※株式会社日本微生物研究所にて試験（平成15年3月24日）」との記載と共に、「黄色ブドウ球菌」、「腸炎ビブリオ菌 サルモネラ菌」及び「レジオネラ菌」が「120分」と記載の箇所で「0」と記載の数値に至ったことを示す折れ線グラフ ・「最大80畳までOK！！」 ・『滝風イオンメディック』は除菌・浄化力が強力です！！、「アレル物質・ウイルス分解・除去 お部屋のアレル物質・浮遊ウイルスを強力に分解・除去しますので、小さなお子様にも安心です。」及び「付着臭分解・除去 衣類に付いたイヤなニオイ成分を分解・消臭。梅雨時の部屋干し臭も吸着しないのでお部屋も、衣類もスッキリ。」 <p style="text-align: right;">(別添写し1)</p>

表示内容
<p>「免疫力アップ!」、「免疫力とは体を病気から守る防御システム、その重要な役が血液中の『白血球』です。白血球は血流によって全身を巡回しながら体の中に侵入する異物を飲み込み、異常細胞を処理して病気から体を守る『免疫活動』を日夜行っています!」、「免疫活動を行うのは、白血球の細胞『マクロファージ』『顆粒球』『リンパ球』です。」、「この免疫活動を活発にする期待ができるのが『滝風イオンメディック』なんです!以前、血液画像分析センターで研究していただいた結果、滝風を吸引した後白血球が大きくなることがわかったのです!また自律神経のバランスも正常に落ち着いてくるので自然と白血球の活動が活発になるのです!つまり『免疫力』が高くなるということです。」及び「滝風イオンメディックからは驚異の2400万ion/ccの負電子が大量に発生しており大自然の空気以上の新鮮さをお部屋で体験できます!」</p> <p style="text-align: right;">(別添写し2)</p>

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> <p>・「松野：体感しやすいのは、消臭効果です。アンモニア溶液を染み込ませたティッシュをご用意しましたので、ちょっと嗅いでみてください。 ■■■：うっ！鼻を刺すようなニオイですね。 松野：このティッシュを、『滝風イオン』のイオン風に当てます。（約30秒後）では、もう一度ティッシュを嗅いでみてください。 ■■■：…すごいっ！アンモニア臭が完全になくなっている！多少はニオイが残っているかなと想像していましたが、これは驚きです【実験1】参照。」並びに「【実験1】消臭効果」、アンモニア溶液をスプレーでティッシュに噴霧する画像と共に、「←ティッシュにアンモニア溶液を染み込ませます。」、ティッシュを手にした人物の画像と共に、「↓念のために、ニオイを嗅ぎます。」、「鼻を刺すようなキツイニオイ！」及び「くっさー！！」、ティッシュを本件商品に当てた人物の画像と共に、「↑ティッシュにマイナスイオン風を30秒間当てます。」、ティッシュの臭いを嗅ぐ人物の画像と共に、「←再びティッシュのニオイを嗅ぎます。」及び「くんくん」、ティッシュを手にした人物の画像と共に、「本当にニオイがなくなった！」及び「すごい！！」</p> <p>・「松野：続いて、血圧の変化を見てみましょう。この血圧計を着けてください。手首に巻く簡易タイプなので、健康診断で使う腕に巻くタイプと比べて、ちょっと数値が高く出やすいので、驚かないでくださいね。…上が194で、下が139ですね。 ■■■：あれ、ちょっと緊張しているのかな。確かに高めに出来ますね…（苦笑）。 松野：では、イオン風を吸ってください。（30分ほど、イオン風を吸う）では、もう一度測ってみましょう。…上が171で、下が115。2割弱落ちましたね【実験2】参照。 ■■■：ただ呼吸していただけなのに、不思議ですね…。いろいろと伺いたいことがありますが、今は我慢します（笑）。」及び「【実験2】血圧降下効果」、血圧計を手首に巻いた人物の画像と共に、「マイナスイオンによる血圧降下効果を見るために、手首に巻くタイプの血圧計を使用しました。」、「吸う前」と記載した血圧計の画像と共に、「上が194で、下が139でした。対談で緊張されているのか、ちょっと高めでした。」、「吸った後」と記載した血圧計の画像と共に、「30分間ほどマイナスイオン風を吸った後、再計測。 上が171、下が115まで血圧が下がりました」</p> <p>・「松野：はい（笑）。続いて、マイナスイオンによる電磁波への作用をご覧ください。ここに電磁波検知器とノートパソコンを用意しました。電源を入れなくても、コンセントにつなぐと、検知器から検知音が鳴ります。『滝風イオン』本体も同様です。 ■■■：はい。 松野：そこで、『滝風イオン』でマイナスイオンを発生させると、検知器は…。 ■■■：検知音が鳴りやみましたね。これはスゴイ！というより、本当に不思議ですねえ…【実験3】参照。」並びに「【実験3】電磁波除去」、本件商品、ノートパソコン及び電磁波検知器を手にした人物の画像と共に、「ノートパソコンに電磁波検知器を近づけると… ↓ ピッピッピッ」、「電源が入っていなくても、コンセントが繋がっていれば、ノートパソコンや『滝風イオンメディック』に電磁波検知器を近づけると『ピッピッ』と検知音が鳴りま</p>

す。」、並びにスイッチを入れた本件商品、ノートパソコン及び電磁波検知器を手にした人物の画像と共に、『滝風イオンメディック』の電源を入れた途端に ↓・・・、「マイナスイオンの生成を始めると、ノートパソコンや『滝風イオンメディック』本体に検知器を近づけても、検知音が鳴らなくなりました。」

- ・「【消臭効果】…マイナスイオンには、ニオイ成分を分解する作用があります。アンモニア溶液が染み込んだティッシュにマイナスイオンを当てたことで、ニオイ成分が分解、消臭されたというわけです。」
- ・「【血圧降下効果】…血圧が高くなる原因の一つに、いわゆるドロドロ血液があります。もともと、血液に含まれている赤血球はマイナスの電気を帯び、お互いが反発し合って、くっつくことはありません（つまり、血流が良い状態で保たれる）。ところが、空気環境が悪い場所にいたり、ストレス・疲労を溜めたりすると、次第にプラスに帯電する赤血球が生まれ、お互いがくっつき、ドロドロ血液になってしまいます（これが高血圧の原因となる）。そこで、大量のマイナスイオンを浴びると、プラスの赤血球が、再びマイナスの赤血球に戻り、血流がスムーズになります。その結果、血圧が下がるのです。実際、医師の協力のもとで行なった試験では、被験者全員に、『ドロドロ血液が改善した』という結果が得られました【実験4】参照。」並びに「【実験4】血液サラサラ効果」、「ドロドロ血液の方に、『滝風イオンメディック』で作ったマイナスイオンを10分間吸入してもらい、血液の変化を観察しました。その結果、いずれも血液の状態が改善されて、サラサラ血液に。また、白血球が活性化するなどの変化が確認されました。」、「41歳女性」、「45歳女性」、「30歳男性」、「吸う前」及び「10分後」と記載した血液の状態をそれぞれ示す画像と共に、「赤血球の塊が正常な状態に戻りました！」及び「検査機関：東京八重洲メディカルクリニック（ 医師）」
- ・「【電磁波除去】…2400万個/ccという、超高濃度のマイナスイオンが電磁波に作用したと考えています。付け加えれば、『ドロドロ血液の改善』も、この延長線上にあります。」
- ・本件商品の画像と共に、「80畳まで対応」、「吸うだけで元気になる『空気』を作り出す!」、「一つひとつは力の弱いイオンでも、2400万個/ccという膨大な量になると、素晴らしい還元作用を発揮します。」及び『滝風イオンメディック』の効果 ▶活性酸素の除去 ▶関節炎 ▶糖尿病 ▶慢性肝炎 ▶慢性腎不全 ▶動脈硬化症

(別添写し3)

表示内容
<p>本件商品の画像と共に、「…TAKI ION MEDIC (医療用物質生成器)は常に室内の空気をきれいにし自己の免疫力を高め正常な免疫力を保つことで花粉症の発症を防いだり緩和することが期待できます。また室内に浮遊する花粉を吸着、除去と室内の見張り番に是非1台」、及び本件商品の画像と共に、「滝風イオンメディックの前で呼吸すると涙目 かゆみ 鼻水 くしゃみが解消！」</p> <p style="text-align: right;">(別添写し4)</p>